

監査公表第 808 号

定期監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、定期監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市教育委員会から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

京都市監査委員

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）

ア 契約事務

(ア) 契約決定の手続

契約金額が少額の場合の随意契約は京都市契約事務規則に規定する額以下の契約であって、かつ、京都市局長等専決規程等（以下「局長等専決規程等」という。）に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程等の専決の額以下の契約として随意契約を行っていたものがあった。

平成30年度、令和2年度及び令和4年度の定期監査においても同様の問題点があり、建設局として周知及び注意喚起等を行い再発防止に努めた旨の措置等の通知を受けていたにもかかわらず、改善されていない状態が続いており、今回の定期監査においても同様の事例が生じたことは遺憾である。

この間、周知等の取組を行ってきたものの効果が現れておらず、単なる周知等に止まらない実効性のある踏み込んだ措置を早急に講じられたい。

（東部土木みどり事務所、伏見土木みどり事務所）

講 じ た 措 置

再発防止に向けた取組として、建設局として、以下のような対応を行った。

- ・ 突発的に発生する業務の発注方法に関する暫定の局内ルールを策定するとともに、令和5年11月13日に「定期監査における指摘等を踏まえた緊急注意喚起」を全所属に発出した。
- ・ 全土木みどり事務所を対象とした自主的な全件調査を実施し、令和5年12月22日に結果を局内に共有した。また、この結果と併せて、一括契約可能な案件について分割して発注していないか、見積書徴取先が固定化していないか等、局内ルール（暫定）の下でより適正な契約事務が実施できているか精査することを目的とした「ダブルチェック用リスト」及び「見積書徴収先管理表」を送付し、各所属で活用することで、組織的な確認・チェックできるよう体制を構築した。

- 令和6年3月21日に令和6年4月1日から本格的に運用を開始する局内ルールについて通知及び説明を行い、計理事務担当者向けの研修資料に同通知文を掲載し、令和6年6月11日に全所属に周知のうえ、重ねて注意喚起を行った。
引き続き、適切な契約事務に向けた取組を進めていく。

監 査 の 結 果 (指 摘 事 項)

ア その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 総計予算主義に反する事務の執行

地方自治法によると、地方公共団体の財務において、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされており、本市が実施する事業については、当該事業実施に伴う収入は本市の歳入とし、経費は本市の歳出予算から支出しなければならない。

しかしながら、本市の直営事業について、その収入の全額及び支出の一部を、任意団体の収入及び支出として処理していたものがあった。

事業の位置付けを改めて検証し、今後も本市の直営事業として実施する場合は、本市の財務会計事務のルールに沿った事務処理を行うよう是正されたい。

(生徒指導課)

対 応 状 況

本市の直営事業として、令和7年4月1日から全収入・支出を本市の歳入・歳出予算に組み入れて継続実施する予定。任意団体の会計処理を本市の会計処理に変更することに伴い、保護者からの団費納入処理や、合唱団活動に必要な物品の購入処理、出演料の納入処理等、来年度からの円滑な変更に向けて、会計処理上、確認が必要なことについて検討を進めている。

合わせて、合唱団運営に関する規約、会計規則等、今回の変更に伴い、修正等が必要となるものについても、確認作業を進めている。

再発防止策として局内に対しては、令和6年2月15日の庶務担当係長会及び令和6年6月17日の課長会において、関係規定やマニュアル等に基づいた適正な事務処理ができているか改めて所属に点検するよう依頼した。

加えて、実地調査で発見された問題点とその改善策について、令和6年7月5日付け局内共有の通知を作成し、問題事案の共有及び適正な事務処理の徹底についての指示を行った。

監 査 の 結 果 (意 見)

(1) 指定管理業務の監督（重点監査項目）

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を指定管理者に代行させるものであるが、地方公共団体は指定管理者が適切な管理運営を行うよう監督する責任がある。「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」（以下「運用基本指針」という。）において、施設所管局等の長は、指定管理者から提出された事業報告書を精査し、必要に応じて指導することに加え、指定管理者が適切な管理を実施しているか常に点検し、指定管理者に対して指導や業務内容の改善指示を行うこととされている。

しかしながら、今回の定期監査において、指定管理業務に係る事業報告書について、記載内容が誤っているもの、指定管理業務と自主事業が明確に区分されていないもの、長期間にわたって実質的な収支がマイナスとなっているものを指定管理者から受領したにも関わらず、是正指示等を行っていない事例が見受けられた。事業報告書は指定管理者による管理運営状況を把握し、履行確認するための最も基礎的な資料であるが、その内容を十分に精査していないという状況から、指定管理者を管理監督する意識が希薄化している実態が伺える。重点監査項目の選定時点で想定していたとおり、特に同一事業者が長期間にわたって競争を経ずに指定管理者に選定され続けている施設において、このように本市の管理監督意識が不十分となっている傾向が見られたが、日頃から施設や指定管理業務の状況を正確に把握できていなければ、住民サービス低下や重大事故発生等のリスクを見落とすことにつながりかねない。

制度所管課においては、指定管理者の管理監督の在り方について、改めて周知徹底を図るなど、施設所管局が適切に管理監督を行えるよう対策を講じられたい。

講 じ た 措 置

施設所管局が適切に指定管理者の管理監督を行うことができるよう、令和5年度の定期監査及び財政援助団体等監査において判明した、施設の管理運営に関する主な問題点や、それに対する正しい取扱いをまとめた解説資料を作成のうえ、令和6年3月27日、施設所管局へメールにより送付した。

さらに、令和6年7月2日付け行財政局財政室行政改革課長依頼「令和6年度（令和5年度分）指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」において、指定管理者から提出された事業報告書を精査する等、指定管理者が適切な管理を実施しているか点検のうえ、必要な指導等を実施するよう、重ねて、施設所管局への注意喚起を行った。

監 査 の 結 果 (意 見)

(2) 随意契約事務の手續

地方公共団体は、事務の処理に当たって最少の経費で最大の効果を挙げることが求められており、物品等の調達に当たっては、可能な限り低廉な価格となるよう努めなければならない。このため、地方公共団体の契約は、地方自治法第 234 条の規定により、一般競争入札等による競争の方法を原則としているが、少額の場合においては、競争入札を行わず、複数の事業者から見積書を徴したうえで、より低廉な価格を提示した者と随意契約を締結することが認められている。

契約金額が少額の場合の随意契約は京都市契約事務規則に規定する額以下の契約であつて、かつ、局長等専決規程等に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程等の専決の額以下の契約として随意契約を行っていた事例等が、複数の所属において確認された。

また、少額の随意契約については、本来であれば、事業者から個々に見積書を徴取したうえで厳格に価格比較を行う必要があるが、複数の所属において、特定の事業者に他の事業者の見積書をまとめて提出させている事例が、確認された。

これらは、契約の公正性、透明性及び競争性を著しく損なうとともに、本市の契約事務に対する市民及び業者からの信頼を失うおそれがある不適切な行為であり、契約事務の制度所管課からも注意喚起がなされているにも関わらず、未だに複数所属においてこうした行為が行われていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

こうした随意契約事務に係る不適切事例については、過去の定期監査においても数次にわたり指摘等を行っており、これまで、契約事務の制度所管課からの通知、職員研修等を通じて全庁的な注意喚起が行われてきたところであるが、未だに同様の事例が発生している実状を踏まえ、正しい事務処理について制度所管課から改めて分かりやすい周知を行うなどの対策を講じられたい。

また、内部統制統轄部局においても、長期間にわたり問題点が改善されていない重大性について十分認識したうえで、制度所管課と連携し、コンプライアンス推進月間の取組等を通じて、契約事務におけるリスクに係る実効性のある対応策を検討し、講

じられたい。

講 じ た 措 置

令和6年7月19日付け行財政局管財契約部契約課長通知「随意契約事務の適切な実施について（通知）」により、随意契約の締結に当たっては、見積書は必ず業者ごとに個別に提出を求めること及び入札により締結すべき契約を入札回避のために合理的な理由なく細分化しないことについて、改めて周知した。

通知文書は、令和6年7月19日の庶務担当部長会において行財政局から各局区等の庶務を担当する部長級職員に説明を行うとともに、同日、契約課から各局区等にメールにより送付し、適切な事務の実施について周知・徹底を図っている。

また、周知に当たっては、「制度所管課から改めて分かりやすい周知を行うなどの対策を講じられたい。」という監査委員の意見に鑑み、通知文書に加えて、これらの不適切事例が行われるべきではない法令上の根拠や過去の住民監査請求の事例等について、Q&A形式の参考文書を作成し、各局区等において契約事務に携わる職員等が正しい事務処理について理解を得られやすいような構成とした。

さらに、令和6年7月30日に開催した財務会計実践研修では、契約課が講師を務める「検収事務」において、令和6年7月19日付け契約課長通知の内容についての理解を深めることができるようテキストの構成を大幅に見直したうえで、随意契約事務の適正な実施の必要性や法令上の根拠について講義を行った。

加えて、コンプライアンス推進月間における全職員を対象としたチェックシートについて、制度所管課と連携し、契約事務に関する項目を見直し、内容を充実するとともに、要注意項目に設定し、職員が問題の重大性を認識したうえで、自己点検できるものとした。

また、コンプライアンスに係る各種研修において、分割発注、見積合わせに関して、注意喚起を行うなど、適正な契約事務について周知・徹底を図った。

監査の結果（指摘事項）

ア 契約事務

(ア) 契約決定の手續

地方自治法及び同法施行令並びに京都市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）によると、随意契約は契約金額が少額の場合等、限られた場合に行うことができることとされ、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおいて、契約金額が少額の場合の随意契約は契約事務規則に規定する額以下の契約であって、かつ、京都市局長等専決規程（以下「局長等専決規程」という。）及び京都市事業所の長等専決規程（以下「事業所の長等専決規程」という。）に規定する契約に関する専決の額以下である場合にできるとされているが、物件等の調達において、一括して契約することが可能であったが、局長等専決規程及び事業所の長等専決規程に規定する契約に関する専決の額以下の契約として随意契約を行っていたものがあった。

契約決定の手續については、過去の建設局を対象とした定期監査においても指摘し、再発防止に努めた旨の通知を受けていたにもかかわらず、入札を回避するために意図的に随意契約を行っていたように取られかねない事例が生じていることから、より実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう取り組まれない。

（北部みどり管理事務所）

講 じ た 措 置

再発防止に向けた取組として、令和4年11月16日に所属長から、「今後、本件のように同様の案件を同時期に発注する場合など、まとめることが可能な案件はまとめて契約すること。また、これに向けて、年間を通じた発注計画を検討する段階及び実際の発注の段階で、契約単位を精査するとともに、その結果をダブルチェックすること。」を指示した。

さらに、建設局として、以下のような対応を行った。

- ・ 令和4年度の定期監査で明らかになった問題点とその改善策等について一覧化し

た資料を作成し、令和5年1月10日及び17日の所属長会において、各所属長に対し、情報共有及び注意喚起を行うとともに、令和5年1月19日には、同資料を用い、局内全職員に対して、同趣旨の情報共有及び注意喚起を行った。

- ・ 新年度開始に伴い、適正な事務遂行の徹底に向けて、局として更なる意識醸成の取組が必要と考え、「問題点」とこれを解消するための「具体的な取組」を詳細に記載した通知文を作成し、直接の業務担当者だけでなく、ダブルチェック担当者、統括課担当者、決裁合議対象者などがこれまで以上に慎重な確認を行うよう強く注意喚起を行った。
 - ・ 令和5年4月11日及び18日の局内の所属長会においても、同資料を用いて強く注意喚起を行うとともに、計理事務担当者向けの研修資料に同通知文を掲載し、令和5年5月18日に全所属に周知のうえ、重ねて注意喚起を行った。
 - ・ 令和4年度の定期監査で指摘の対象となった契約について、令和5年度は、複数箇所の業務を一体化し、入札の方法により発注を行った。
 - ・ 突発的に発生する業務の発注方法に関する暫定の局内ルールを策定するとともに、令和5年11月13日に「定期監査における指摘等を踏まえた緊急注意喚起」を全所属に発出した。
 - ・ 全土木みどり事務所を対象とした自主的な全件調査を実施し、令和5年12月22日に結果を局内に共有した。また、この結果と併せて、一括契約可能な案件について分割して発注していないか、見積書徴取先が固定化していないか等、局内ルール（暫定）の下でより適正な契約事務が実施できているか精査することを目的とした「ダブルチェック用リスト」及び「見積書徴収先管理表」を送付し、各所属で活用することで、組織的な確認・チェックできるよう体制を構築した。
 - ・ 令和6年3月21日に令和6年4月1日から本格的に運用を開始する局内ルールについて通知及び説明を行い、計理事務担当者向けの研修資料に同通知文を掲載し、令和6年6月11日に全所属に周知のうえ、重ねて注意喚起を行った。
- 引き続き、適切な契約事務に向けた取組を進めていく。

(監査事務局)